

麻疹（はしか）に関する注意喚起

大分県の発表によりますと、2019年7月8日（月）、佐伯市内の医療機関から南部保健所に麻疹患者発生の届出がありました。患者の状況等については、7月5日（金）発熱、6日（土）発疹が出現し、佐伯市内のA医療機関を受診。7月8日（月）症状の改善なく佐伯市内のB医療機関受診。患者検体にて遺伝子検査を実施したところ、麻疹ウイルス陽性が判明しています。

麻疹に感染した場合、潜伏期間の10日が経過してから発病することが懸念されます。該当する日に佐伯市におられた方で、麻疹を疑う症状が現れた場合は、必ず事前に医療機関に電話連絡をしてその旨を伝え、公共交通機関の利用を避け、医療機関の指示にしたがい受診されるようお願いいたします。また、麻疹が疑われる場合は、大学への登校は控え、保健管理センターに電話して指示を仰いでください。

麻疹については、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html